

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	中村桂君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	澤島精次君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	高木一幸君
会計管理者兼 会計課長	中島健司君	消防主任	高木誠君
教育長	渡辺眞悟君	学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	多和田敦君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第4号 平成26年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議第46号 専決処分の承認について

日程第4 議第47号 平成26年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第5 議第48号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

- 議第49号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について
- 議第50号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第51号 垂井町手数料条例の一部改正について
- 議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第54号 町道路線の認定について
- 議第55号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
- 議第56号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 00 分 開会

○議長（丹羽豊次君） これより平成27年第 4 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から18日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 後藤省治君、11番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（丹羽豊次君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 4 件及び検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 4 号 平成26年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（丹羽豊次君） 日程第 2、報告第 4 号 平成26年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 4 号 平成26年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について提案理由を御説明申し上げます。報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました報告第 4 号 平成26年度垂井町健全化判断

比率及び資金不足比率の報告について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書の表紙をめくっていただきまして、平成26年度の報告書の次の1ページには、監査委員の意見を付して報告させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元に事前に配付いたしました配付資料の3ページをごらんになっていただきたいと思います。

資料の3ページでございますが、財政指標の垂井町会計区分のイメージというページをお目通しいただきたいと思いますが、縦にずうっと下に矢印が出ているものでございます。それが、それぞれの指標がどの会計に及ぶかといったことございまして、どの会計を対象とした比率であるかというのがおわかりいただけるかと存じます。

実質赤字比率につきましては、このページにございまして、一般会計と不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を、そしてまた次に連結実質赤字比率は、町の全会計を対象とした実質赤字または資金不足の標準財政規模に対する比率を、それから実質公債費比率につきましては、一般会計が負担いたします元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を、また将来負担比率につきましては、町が加入いたします一部事務組合等も含めて、将来垂井町が負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわしてございます。それからもう1つでございますが、公営企業会計におきます資金不足比率でございますが、公営企業ごとの資金不足の額の事業規模に対する比率ということで、以上それぞれの指標が計算されるわけでございます。

冒頭に、まず会計区分のイメージについて御説明を申し上げました。よろしく申し上げます。

それでは、議案書のほうにお戻りいただきたいと思いますが、表紙の次に報告書を開いていただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項。これにつきましては、この表にもございますが、実質赤字比率から将来負担比率を、そしてまたこの表でいきます上の表の部分に書いてございます4つの指標を指しておるものでございます。それから、及び第22条第1項の規定によりと申しますのは、その下段にございます水道事業会計から農業集落排水事業特別会計までの4会計におきます資金不足比率を規定したものでございます。

今申しましたこれらの平成26年度におけます健全化判断比率と、それから資金不足比率について、次のとおり報告させていただくものでございます。

まず初めに、垂井町の健全化判断比率でございます。

報告書の上の表でございますが、対象となる項目につきましては、先ほど来申し上げております実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、また実質公債費比率及び将来負担比率の4項目から成っております。その右側の表には、参考といたしまして国の基準値でございます早期健全化基準、それから財政再生基準の2つの基準を合わせて掲げさせていただきました。これらの数値を超える比率となった場合には、財政上の制約が出てくるという判断を指す比率でござ

ざいまして、健全化か否かの判断基準のもとになるということですので、よろしくお願いをいたします。

それでは順次説明させていただきますが、まず上段の一番上の項目、実質赤字比率でございます。

冒頭に添付の資料でございます会計区分のイメージを御説明いたしましたが、一般会計と不破郡障害者総合支援認定審査会の特別会計が対象となっておりますのでございます。こちらにつきましては、これらの会計を対象とした実質赤字が、標準税率で算定いたしました税収入に、各種譲与税などの税外収入と、普通交付税を加えた額、いわゆるこれを標準財政規模と用語では申しておるわけでございますが、その標準財政規模に対する赤字がどれほどあるかといった比率を求めるものでございまして、それぞれの会計ごとの黒字か赤字かを判断する指標でございます。既に垂井町の一般会計、それから障害者総合支援認定審査会につきましては、お配りしてございます決算書、あるいは決算資料にも出てまいりますけれども、いずれも黒字でございます、赤字ではないことから、指標として表示できませんのでバーの表示とさせていただいております。

続きまして、2項目めの連結実質赤字比率でございます。

こちらにも会計区分のイメージにございましたとおり、普通会計と、それから公営企業会計までに及ぶ指標でございます。垂井町が管理しております会計全体を対象にしたものでございまして、これらの実質赤字の標準財政規模に対する比率がどうであるかということでございます。当町におきましては、全ての会計におきまして赤字の会計はございませんので、こちらも先ほどと同様、赤字の表示として表示することができませんのでバーの表示とさせていただいております。

続きまして、3項目めの実質公債費比率でございます。

こちらにつきましては、垂井町の会計、そのほか垂井町が加入をいたしておりますそれぞれの組合等も対象になってくるものでございます。こちらにつきましては、一般会計とそれぞれの会計が負担いたします起債に伴います元利償還金、それから一般会計から特別会計あるいは組合へ繰り出し、あるいは負担をいたしております経費の中で起債の償還に充てられた、いわゆる準元利償還金の額でございますが、これらの合計額が標準財政規模に対してどれくらいなのかといったことを示す数値でございます。こちらにつきましては、3カ年の平均になっておりますが、記載してございますように7.6%という数値になっております。右側の欄の参考基準で早期健全化基準で25%、財政再生基準で35%という基準になっておりますことから、いずれもその基準以下でございます、健全な財政運営が保たれているのではないかと、そのように認識をいたしております。

ちなみに、この7.6%の値でございますが、前年度につきましては9.9%でございます、2.3%減少したわけでございます。22年度以降、毎年減少に転じておるような状況下でございますので、あわせて御報告を申し上げます。

続きまして、4項目めの将来負担比率でございますが、対象となる会計でございますが、こちらにつきましては今まで申し上げました会計のほかに、垂井町土地開発公社の会計も対象になってくるわけでございますが、それぞれの会計が将来にわたって負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどのぐらいあるかといった比率をあらわすものでございます。ごらんのように、3.6%という数値になっておりまして、参考といたします早期健全化基準350%と比較いたしますと、その数値は大幅に下回っておりまして、こちらにつきましても健全化が保たれていると、そのように判断しておるところでございます。これらの数値につきましては、前年度は2.9%でございました。0.7%ほどの微増となっておりますが、おおむね昨年度と同水準で推移しているというふうに分析をしておるところでございます。

次に、下段でございます表の資金不足比率について御報告いたします。

報告書の下表になりますが、ごらんのように水道事業会計から農業集落排水事業特別会計の4会計がそれぞれ対象となっておりますのでございます。各会計ごとの事業に対する資金不足がいかほどかということでございますが、いずれの会計も黒字でございますが、資金不足は生じていないといったことから、指標として表示することができませんのでバーの表示とさせていただきます。

以上、垂井町の健全化判断比率、資金不足比率について御報告を申し上げます。一般的に、さきに説明いたしました4指標とも、数値が大きいほど財政規模が悪いとされており、そしてまた、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準と比較をいたしましても、いずれも基準をそれぞれ下回っておることから、現在のところ垂井町の財政、経営の健全さは保たれているのではないかと、そのように判断をいたしておるところでございます。何とぞ御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） ただいま健全化判断比率ということで御説明がございましたが、実質公債費比率、これにつきましてお尋ねしたいと思います。

これ3年間の移動平均という解釈でよかったですでしょうかということを確認、1つです。今それぞれ24年度から11.5、9.9、7.6ということでございますけれども、今年度の7.6%のいわゆる一般会計におけるものと、ここに3年分、特別会計ですね、その比率というのはどういふふうに変移しているかということをお尋ねしたいというふうに思いますが、それと将来負担比率についても、実質これも移動平均ということで、その中身についてこの3年間の数値がわかれば教えていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 角田議員の御質問に御回答を申し上げたいと思います。

まず、実質公債費比率の3カ年の平均についてのお尋ねでございますが、なぜ3カ年の平均で表示するかということでございます。御案内のとおり、実質公債費比率につきましては、自治体の年間の収入に対して借金の返済額が占める割合を示す値でございます。いわゆる借金を返し始める時期でございますが、据置期間等々がございまして償還を開始する時期に大きく変化が、値が動くことから3カ年に押しなべての表示にせよといったようなことでございます。したがって、3カ年の平均で表示するのは借金の返し始める時期に大きな差があるからそういった平均を講ずるということにされております。

それから、2点目の実質公債費比率の7.6%の関係でございますが、これらにつきましては、まだ26年度の県の平均が出ておりませんが、間もなく9月ごろに発表されると伺っておりますが、垂井町の場合は7.6%になっておりますが、25年度の決算ベースでは県内市町村の平均で7.1%となっております。本来でしたら26年度で比較したいところでございますが、25年度は垂井町は9.9%でございました。過去の推移を見ますと、年々県の平均もさることながら、垂井町も22年度以降毎年減少の傾向にございます。いわゆる臨時財政対策債を中心とした交付税の措置のあるものに、起債の選択を中心に行っておるわけでございますが、元利償還金額の減少等が大きく響いたこともございまして、この減少の傾向が続いておりますのは、そういったことで右肩に徐々に下がってきておるような状況にあるといったことでございます。

しかしながら、今後予想されます公共施設の更新の整備等々、次年度以降の大きな事業等も考慮しながらこの比率については注視していく必要があるかと思っておりますので、この辺については財政所管といたしましても十分財政計画を立てながら執行していく必要があるのではないかと、そのように考えております。

それから、将来負担比率の3カ年の値でございますが、26年度が6.03でございます。それから25年度が7.12、24年度が9.02といった状況になっております。この値につきましても毎年下がってきておるわけでございますが、御案内のとおり、実質収支の減少の傾向のとおり、これら将来負担比率についての値についても徐々にございまして、右肩の傾向にあるといったような状況下でございます。以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（丹羽豊次君） 9番 角田議員。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 3年間の移動平均というようなことで理解いたしました。実質公債費比率の中で、一般会計の中での公債と、いわゆる特別会計の中での公債費、その比率についての程度なのかという、過去に比べてどのように推移しているのかというのがわかれば教えてくださいたいというふうに思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 角田議員の2点目の、実質公債費比率の関係の一般会計と特別会計の比率と申しますか、その関係についてお尋ねでございますが、実質公債費比率につきましては冒頭、区分のイメージを御説明いたしました。が、計算上合算して表示をしておりますので、その比率関係については出しておりません。したがって、過去の値の数字で申し上げるならば、26年度は7.6%でございますが、25年度は9.9、24年度は11.5と、これも毎年減少の傾向にあるということで御答弁にかえさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） お尋ねをします。実質赤字比率と連結実質赤字比率の関係ですが、最終的に私は過去の経験からいきますと、実質収支比率というニュアンスが非常に強いものでありますが、歳入額から歳出額を差し引いた金額であらわすわけなんですけれども、確かに比率的には私はこれには別に何も問題はないわけなんです。最終的に決算関係、26年度を見させていただきますと、不納欠損額になり、収入未済額が各会計であらわれてくるわけなんです。今回この比率については分子がゼロということで、赤字比率はバー表示でしてあるわけなんです。ここらあたりはやはりもっと重点的に考えていただくというのを、これは決算認定でまたお尋ねすることかも知れませんが、ここらあたりもひとつ分析の中では入れていただくとうれしいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 山田議員の御質問に御回答申し上げます。

冒頭に私、比率報告書のところで、地方公共団体の財政の健全に関する法律の条文の中身について冒頭にお話をさせていただきました。健全化法に求めておられる内容につきましては、客観的に判断する比率の表示を求められておるものでございまして、その解析といえますか分析等々のところまで求められておりませんので、そういったことで御回答にかえさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって報告を終わります。

日程第3 議第46号 専決処分の承認について

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第46号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） それでは、議第46号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

去る平成27年8月2日午前8時ごろ、平尾転作研修所駐車場において、自然環境美化デーでの自治会の奉仕作業中、草刈り機により飛散した小石が相手方自動車を破損させた事故について、平成27年8月18日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

[住民課長 竹中敏明君登壇]

○住民課長（竹中敏明君） ただいま上程されました議第46号 専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

事故発生日時は、垂井町統一自然環境美化デーと定める平成27年8月2日の午前8時ごろ、また事故の発生場所は、垂井町平尾297番地の1、平尾転作研修所の駐車場でございます。

事故発生状況でございますが、自然環境美化デーでの自治会の奉仕活動中に、地元自治会の方2名が、草刈り機の操作中に、どちらかの草刈り機により飛散した小石が、駐車してある相手方の軽自動車のフロントガラスを破損させたものでございます。

被害車両の損害程度と損害額でございますが、フロントガラスの交換で10万5,937円でございます。

事故の原因と損害賠償については、草刈り機操作の不注意や、被害車両の駐車位置の配慮不足が上げられますが、自然環境美化デーは、垂井町ポイ捨て等防止条例に定めがあり、町が各自治会に奉仕活動をお願いしているものでございます。このため、町の責任で賠償し、被害総額の全額10万5,937円を相手方に支払うことで、和解及び合意が得られました。

直ちに示談書を取り交わす必要があったことから、去る8月18日に、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償額を定めることについて専決処分をさせていただきました。本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、今回の事故に係ります損害賠償金につきましては、当町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で対応をさせていただきました。

今後は、このような事故の再発防止のため、各自治会への注意喚起など一層の強化に努めてまいります。よろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第46号 専決処分承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時31分 休憩

午前9時40分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

日程第4 議第47号 平成26年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第47号 平成26年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第47号 平成26年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

十分御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第47号 平成26年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定

については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、太田佳祐君、広瀬隆博君、乾豊君、若山隆史君、山田利夫君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、後藤省治君、富田栄次君、栗田利朗君、以上の11人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時43分 休憩

午前9時44分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に安田功君、副委員長に中村ひとみ君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

日程第5 議第48号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

議第49号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

議第50号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

議第51号 垂井町手数料条例の一部改正について

議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第54号 町道路線の認定について

議第55号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

議第56号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第48号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてから議第56号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第48号から議第56号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第48号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定につきましては、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限をするため条例を制定するものであります。

議第49号 垂井町個人情報保護条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第50号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第51号 垂井町手数料条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、駒引町営住宅2戸の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第54号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道1路線を認定しようとするものでございます。

議第55号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億873万6,000円を追加し、予算総額を86億7,240万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは、職員の人事異動等に伴う人件費を補正するほか、総務費では総務管理費におきまして垂井地区まちづくりセンター軒天補修工事に係ります工事請負費の増額措置を、戸籍住民基本台帳費におきましては、個人番号カード交付事務に係ります旅費及び委託料

の増額措置を、選挙費におきましては、町長選挙、町議会議員選挙の執行に伴う不用額の減額措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費におきまして、福祉医療費助成事業補助金及び未熟児養育医療費負担金の過年度県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料と、地域生活支援事業に係ります委託料の増額措置を行いました。

また、児童福祉費におきましては、児童発達支援指導専門員等に係ります報償費、全国保育研究大会への参加に係ります旅費と負担金、補助及び交付金、いずみの園園舎改修工事に係ります工事請負費、留守家庭児童教室送迎用の自動車借り上げ料に係ります使用料及び賃借料の増額措置をそれぞれいたしました。

農林水産業費では、農業費におきまして、個体数調整捕獲業務に係ります委託料と、わな捕獲を中心とした捕獲体制のモデル事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

商工費では、西美濃広域観光推進協議会負担金に係ります負担金、補助及び交付金と、垂井東町コミュニティセンター改修工事に係ります工事請負費の増額措置をいたしました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務に係ります委託料、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費、橋りょう耐震補強設計等業務に係ります委託料、橋りょう整備工事に係ります工事請負費の増額措置をそれぞれいたしました。

河川費におきましては、河川整備・修繕工事に係ります工事請負費と、排水路整備事業等補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

都市計画費におきましては、駅周辺施設修繕に係ります需用費の増額措置をいたしました。

住宅費におきましては、駒引町営住宅解体工事に係ります工事請負費の増額措置を行いました。

教育費では、教育総務費におきまして教育制度の改正に伴います教育長の給料等の補正をするほか、中学校費におきましては、東海大会等出場補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置を行いました。

また、社会教育費におきましては、文化財保存修理事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置を行いました。財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金及び繰越金及び諸収入により収支の均衡を図った次第でございます。

最後に、議第56号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,262万5,000円を追加し、予算総額を34億8,262万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、諸支出金におきまして過年度療養給付費交付金の過年度交付金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 私からは、建設課所管に関します議案3件、議第48号、53号、54号の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第48号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定に至りました経緯について、冒頭に少し触れさせていただきます。

現在、栗原地区においては県営土地改良事業として圃場整備が行われております。当該事業では、あわせて創設非農用地において工業団地を整備し、企業誘致に取り組んでおります。この工業団地整備については、市街化調整区域に係る開発行為となるため、都市計画法の規定により、地区計画の区域内であることが開発許可の要件とされております。

そのため、現在、栗原工業団地地区地区計画の策定手続を進めております。具体的には、これまでに計画原案の作成・縦覧、県と事前協議、案の縦覧、町都市計画審議会へ諮問・答申、ここまですべてを現在行っており、今後は県知事の同意を得て計画決定を行ってまいりたいと予定でございます。

さて、今回の条例制定の要旨は、建築基準法に基づき地区計画区域内において建築制限を設けることにより、地区整備計画の遵守を担保し、地区計画の目標である良好な産業集積地の形成を図ってまいりたいと存じます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

配付の資料は、2枚めくっていただいて、大垣都市計画地区計画の決定（垂井町決定）という資料をあわせてごらんください。

まず、第1条でこの条例の目的、そして第2条で用語の定義を規定いたしております。第3条は、適用区域を別表第1において定めるものでございまして、具体的には配付の資料の4ページの計画図をごらんいただきたいと思っております。4ページの計画図の赤色の一点鎖線で囲まれた区域、これを適用区域といたします。

続いて第4条は、建築物の用途の制限を別表第2において定めるものでございまして、これも資料の5ページに記載の建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物としまして、工業地域内に建築してはならない建築物、1号から7号までございます。これは建築してはならないことといたします。

第5条は、既存の建築物に対する制限の緩和を定めるものでございます。第1号は、基準時敷地面積に対して、容積率建蔽率の適合範囲内で増改築が可能であるとするもの。第2号は、基準時床面積の合計の1.2倍まで増改築を可能とするもの。第3号は、不適合用途の建築物について、基準時のその部分の床面積の1.2倍まで増改築可能とするというものでございます。

第6条は、特例による許可といたしまして、第1号、第2号のような理由で町長が許可した建築物には、この規定を適用しないことといたします。

第7条は、委任を規定いたしております。

第8条は、罰則といたしまして、違反者には50万円以下の罰金に処することといたします。

第9条は、両罰規定でございまして、違反行為者のほか、法人の場合に法人に対しても前条の刑を科すことといたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から3カ月以内に施行することといたします。

以上が、垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についての補足説明といたします。

続きまして、議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

配付資料の新旧対照表は、21ページ、新旧対照表の一番最後のページでございます。今回の改正の要旨は、駒引町営住宅の用途廃止に伴い、管理戸数を2戸減ずるものでございます。駒引町営住宅の管理につきましては、かねてから用途廃止及び譲渡処分する方針で進めてまいっておるところでございまして、平成14年度以降を皮切りに、これまで合計22戸を用途廃止いたしてまいりました。このたび、新たに入居者の退去による空き家2戸を用途廃止するものでございます。なお、建物取り壊しにつきましては、今回一般会計補正予算措置をお願いいたしております。既に用途廃止済みの2戸を含めた合計4戸を今年度取り壊しを行ってまいる予定でございます。

それでは条文の説明をさせていただきます。

改正規定の第3条は、設置についての規定でございます。第1項の表駒引町営住宅の項中「18戸」を「16戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

以上が、垂井町町営住宅条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第54号 町道路線の認定についてでございます。

配付資料の町道路線認定調書をあわせてごらんください。

今回の町道認定路線は、栗原工業団地整備に伴い新設する1路線でございまして、工場の建築承認に必要となる道路でございます。路線番号が4048、路線名、栗原48号線、起点は垂井町栗原字大正1212番1地先、終点は同1242番地先でございます。これは三甲株式会社から北へ延びる既存の9メートル道路、町道栗原42号線でございますが、これの三甲株式会社から北へ150メートル付近を起点といたしまして、ここから東へ東進し、東リ株式会社の西南角、ここに養老町道の室原2号線がございまして、これに接続をいたします。延長が170メートル、幅9メートルの道路を新設を行うためのものでございます。

以上が、町道路線の認定についての説明をさせていただきました。

以上3件の議案について、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 総務課の所管に係ります議第49号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてと、議第50号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について補足をさせていただきます。

初めに、議第49号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、議案書並びに配付いたしております改正条例の新旧対照表の1ページも一緒にごらんになっていただきたいと思っております。

まず初めに、今回の条例改正の趣旨につきまして申し上げたいと思っておりますが、平成25年5月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法と申されておるものでございますが、この番号利用法の第31条では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などの保護措置の趣旨を踏まえまして、地方公共団体においても保有いたします特定個人情報の適正な取り扱いの確保や、あるいは開示、訂正等及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされておるところでございます。

したがって、この規定を受けまして番号制度の実施に当たりまして、個人情報の保護措置といたしまして垂井町個人情報保護条例について、所要の改正をお願いした次第でございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

対照表の1ページ以降もあわせてごらんいただきたいと思っておりますが、垂井町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

まず、第1条の目的でございますが、自己の保有個人情報と訂正及び利用停止に改めさせていただきます。

次に、第2条では定義でございますが、番号利用法におけます特定個人情報、情報提供等記録等の用語の定義を踏まえまして、新たに第2号から第5号までの用語の定義について、それぞれ規定をさせていただきます。このうち、第2号の保有個人情報におきましては、個人あるいは法人等の事業情報に含まれる個人情報につきましては、保有いたします個人情報からは除かれることになっておりますが、番号利用法におきましては、個人情報に含まれるため、その旨をただし書きで規定をいたしたところでございます。この定義規定の改正に伴い、これ以降の各条項の用語についても整理をいたしておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、第6条の収集の制限でございますが、特定個人情報の収集につきましては、番号利用法の第19条、特定個人情報の提供の制限がうたわれておる条文でございますが、及び第20条、収集等の制限が適用されるため、第3項におきまして特定個人情報を含まない規定に改めさせていただきます。

次に、第7条の利用及び提供の制限関係では、保有特定個人情報の利用及び提供の制限につ

きまして、次の条で新たに規定をいたしますので保有特定個人情報を含めない規定に改めをさせていただきますのでございます。

また、改正前の第8条、提供先に対する措置の要求の規定を、この条に統合いたしまして第3項として規定をさせていただいております。

次に、第8条の保有特定個人情報の利用及び提供の制限につきましては、新たに規定をさせていただきますのでございまして、保有特定個人情報の目的外利用を第1項で原則禁止といたしまして、第2項におきましては例外を規定いたしておりますところでございますが、情報提供と記録につきましては、目的外利用が一切禁止となるため、除外をいたしておりますところでございます。また、保有特定個人情報の提供につきましては、番号利用法の第19条が直接適用されますことから、わかりやすくするために、第3項として新たに規定をさせていただいております。

次に、第11条関係は委託に伴う措置等でございますが、個人番号利用事務あるいは個人番号関係事務につきましては、委託が認められておりまして、番号利用法による規制を受けるため、新たに第4項として条例から適用除外する規定を置かせていただくものでございます。

次に、第13条の開示請求でございますが、第1項で自己の個人情報に関する保有個人情報を、自己情報と略称し、これ以降の各条項、第14条から19条まで並びに27条、28条の用語についてもあわせて整理を行っておりますので、よろしくお願いをいたします。また、番号利用法では、保有特定個人情報の開示等の請求につきまして、任意代理による請求も認められておるため、第2項においてその旨を規定をいたしました。

次に、第20条関係の費用の負担でございますが、番号利用法では手数料の減免について規定されておりまして、経済的困難者等に対して配慮することが趣旨であるため、第2項として実費負担につきましては減免規定を置くものでございます。

第21条の訂正請求につきましては、次の条文の新設に伴い字句を整理いたすものでございます。

次に、第21条の2、利用停止の請求でございますが、この規定につきましては、番号利用法の第29条第1項の読みかえ規定におきまして、利用停止請求権が規定されていることも踏まえ、自己情報の利用停止請求について新たに規定をさせていただいております。また、情報提供と記録につきましては、利用停止請求が認められていないため、除外といたし、第2項につきまして代理請求についても準用するものでございます。

次に、第22条の訂正請求等の方法及び第23条の訂正請求等に対する決定等につきましては、利用停止請求に関する手続を加えるため、改めさせていただくものでございます。

第24条の訂正等の実施につきましても、同様に利用停止について加えるものでございます。また、番号利用法の第30条第1項の読みかえ規定では、情報提供等記録を訂正したときは、実施機関は必要に応じて総務大臣及び情報紹介者または情報提供者に通知することが求められているため、同様の規定を新たに第2項として置かせていただいたものでございます。

第26条につきましては、不服申し立てがあった場合の手続につきましても、同様に利用停止

について加えるものでございます。

次に、第30条でございますが、他の法令との調整等でございますが、番号利用法ではマイナポータルによる開示の実施も重ねて行うため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第25条の調整規定を適用除外といたしまして、重複して開示ができる制度となっております。したがって、同様にこの条例の手続によっても重ねて開示を行うこととするため、調整規定を第2項に置くものでございます。第3項につきましては、図書館等における一般の利用に供することを目的とした保有個人情報については適用しないことを規定させていただくものでございます。

附則といたしまして、施行期日を番号利用法の施行期日でございます27年10月5日に定めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議第50号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書と新旧対照表もあわせてごらんになっていただきたいと思いますと思いますが、冒頭町長からも提案説明がございましたが、改正の理由につきましては、本年4月地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、新制度の教育長が特別職となることに伴い、過日特別職報酬等審議会の審議・答申を得ましたので、ここに教育長の給与を定めることについて所要の改正をお願いいたすものであります。

それでは条文に入りますが、議案書と新旧対照表の17ページでございますが、一緒にごらんになっていただきたいと思います。

垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条に、次の1号を加えるものでございます。第3号といたしまして、教育長を加えるもの。次に、別表中でございますが、職名欄に教育長、給料月額に55万円をそれぞれ加えさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年10月1日から施行いたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 私からは、住民課所管に係ります議第51号 垂井町手数料条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これが公布され、同法に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めることについて、所要の改正を行うものでございます。

この通知カードと個人番号カードは、初回に交付する経費につきましては、国庫補助の対象

とされ無料となりますが、再交付に係る経費は本人の責によらない場合を除き、国庫補助の対象にならないとされております。このことから、通知カード及び個人番号カードの再交付については、各自治体において手数料を徴収することとなり、条例で定めることが必要となったものでございます。

再交付の手数料につきましては、国が示しますそれぞれの原紙やICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円としております。また、通知カードによる通知は、同法による施行日である平成27年10月5日から、個人番号カードの交付は、同法附則で規定されております平成28年1月1日から施行されます。これにより、通知カード及び個人番号カードの再交付についても、それぞれの施行日より生じるといったことから、施行日を分けております。

次に、個人番号カードの発行により住民基本台帳カードの交付は行われなくなることから、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料の規定を削除しております。

それでは、条文に入らせていただきますが、新旧対照表の18ページからもごらんいただきますようお願いをいたします。

改正条例は、施行日を分けることが必要であることから、2条立てとしております。

第1条では、別表中12の項を13の項とし、6の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、新たに、6の項として通知カードの再交付について1枚につき500円の規定を加えております。

第2条では、別表5の項中5の基本台帳カードの交付または再交付について、1件につき500円の規定を削除したものでございます。また別表6の項に、2の個人番号カードの再交付について、1枚につき800円の規定を加えております。

次に附則でございしますが、第1項で、通知カードの規定は平成27年10月5日から、個人番号カードの規定と住民基本台帳カードの削除の規定は平成28年1月1日から施行するとしております。また、第2項では、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料を削除することに伴う経過措置を規定しております。

以上が改正部分の補足説明でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、健康福祉課所管の議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

この条例は、ことし4月から施行されました子ども・子育て支援新制度に伴いまして、昨年度、施設の設備や運営に関する基準を新しく定めたものでございます。この条例につきましては、19人以下の小規模な保育事業などを認可するための基準でございまして、原則3歳未満の保育を必要とする乳幼児に行います家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

の4つの保育事業を地域型保育事業として町の認可事業に位置づけられましたので、設備や運営など認可に係る基準を定めたものでございます。

基本的に、国の基準に従い制定したものでございます。今回国が定めます基準省令の従うべき基準の規定が改正されましたので、所要の改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、小規模保育と事業所内保育における事業所の保育士の数の算定につきまして、みなし保育士に准看護師を追加するというものです。

それでは改正条例の内容に入らせていただきますが、お配りしてございます新旧対照表は19ページからとなっております。

改正箇所は4カ所でございますが、第30条第3項と、第32条第3項と、第45条第3項と、第48条第3項で、それぞれにおきまして保育士の数の算定に、准看護師を追加するというものでございます。

以上が、議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

なお、本条例に基づきます家庭的保育事業などの地域型保育事業でございますが、現在のところ当町では一件も認可をしていないのが現状でございます。以上、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を求めます。

総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、議第55号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございます。今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億873万6,000円を増額させていただきまして、総額をそれぞれ86億7,240万9,000円といたすものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表にございます歳入歳出予算補正によるところでございますので、こちらにつきましても後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それでは、細部にわたりまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず初めに歳出でございますが、8ページをお開きいただきたいと思います。

款2総務費、項1総務管理費、目6の企画費でございます。こちらにつきましては、町長の提案説明にもございましたとおり、垂井地区まちづくりセンター建物の軒天の部分から、モルタルの剥がれ落ちが発覚いたしまして、落下防止に係ります安全策を講ずるため、節15の工事請負費に130万円の増額をお願いしたところでございます。

次に、項3戸籍住民基本台帳費、目1の戸籍住民基本台帳費でございます。

こちらにつきましては、番号制度の開始に伴う経費でございます。節9の旅費で、東京にございます地方公共団体情報システム機構への情報媒体の持ち込みに係ります職員旅費といたしまして4万8,000円を、また節13の委託料では、個人番号カード交付事務に関しまして、国から交付されます国庫補助金を財源に、人材派遣業務の委託費用といたしまして89万円を、合わせまして93万8,000円の増額をお願いしたところでございます。

次に、項4の選挙費でございますが、8ページの中段から10ページの下段にかけては、目7の町長選挙費を、10ページの下段から13ページの上段にかけては、目8の町議会議員選挙費に関するものでございますが、御案内のとおり、去る4月26日に行われました町長・町議会議員選挙の執行に伴い、全ての支出が完了いたしましたので、不用が生じた科目につきまして、それぞれ減額の措置をお願いした次第でございます。

目7の町長選挙費では441万円を、目8の町議会議員選挙費といたしましては344万7,000円を、合わせまして785万7,000円の減額をお願いしたところでございます。

続きまして、13ページの款3の民生費、項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。こちらにつきましては、平成26年度、前年度の県支出金でございます岐阜県福祉医療費助成事業補助金と、岐阜県未熟児養育医療費負担金の精算に伴います過年度の県支出金の返還金でございます。節23にございます償還金、利子及び割引料で、232万3,000円の増額をお願いいたしました。

次に、目11の障害者福祉費でございますが、こちらにつきましては、今年度実施しております地域生活支援事業につきまして、重度心身障がい児者サービス円滑利用事業などを新たに事業追加いたすものでございまして、節13委託料に339万8,000円の増額をお願いいたしておるところでございます。

次に、項2児童福祉費、目1の児童福祉総務費でございます。こちらにつきましては、いずみの園、そしてまた保育園等の児童発達支援に関しまして担当職員への指導助言等を行う児童発達支援指導専門員などに係ります費用について、節の8報償費におきまして、30万円の増額を行うものでございます。

次に、目2の児童福祉施設費でございますが、節9旅費でございます。こちらにつきましては、来る11月11日から13日にかけて開催されます第59回全国保育研究大会で意見発表を行います園長ほかの旅費につきまして、開催地でございます山口県山口市までの職員旅費21万6,000円と、14ページにございます節19負担金、補助及び交付金におきましては、参加負担金といたしまして4万5,000円の増額をそれぞれお願いしたところでございます。垂井町の保育

行政を広くアピールしつつ、そしてまた今後の保育向上をさらに目指すために措置をさせていただいておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。あわせまして14ページになりますが、いずみの園園舎におきまして、床の張りかえ、あるいは外壁の改修等工事を施行することから、節15の工事請負費に270万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目7の留守家庭児童教室費でございます。留守家庭児童教室送迎用の自動車借り上げ料の不足に伴いまして、今年度の執行実績を参考に今年度末までの見込み額を算出いたしましたところ、見込み額220万2,000円となりましたので、節14使用料及び賃借料におきまして、不足いたします162万4,000円の増額をお願いいたしました。

続きまして、款6の農林水産業費、項1農業費、目2の農業総務費でございます。こちらにつきましましては、去る7月に行いました人事異動に伴います職員人件費の増額でございます。節2給料、節3職員手当等、そしてまた節4共済費におきまして、合わせまして502万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に目3の農業振興費でございます。ニホンジカの捕獲推進事業に関するものでございまして、節13の委託料で、個体数調整捕獲業務委託料といたしまして20万円を、また節19の負担金、補助及び交付金につきましましては、市之尾地区の有害獣対策協議会に対しますわな捕獲を中心といたしました捕獲体制のモデル事業補助金といたしまして28万6,000円、合わせまして48万6,000円の増額をお願いするものでございます。財源内訳にありますとおり、全額県補助金で対応したいと考えております。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費でございますが、こちらにつきましましては、俸給の高い職員の異動に伴います職員人件費の増額でございます。節2の給料、節3の職員手当等、節4の共済費におきまして、合計262万5,000円の補正増額をお願いいたしました。

次に、15ページの目3観光費でございます。こちらにつきましましては、大垣市など12市町で構成されております西美濃広域観光推進協議会に対しまして、各市町が負担いたします負担金を支出するものでございます。他市町同様、当町におきましても、節19負担金、補助及び交付金におきまして、500万円の増額補正をお願いいたしましたところでございます。

なお、西美濃広域観光推進協議会におきましては、各市町から交付された合計6,000万円を財源に、各種の地域活性化事業が展開される予定でございます。

次に、目4のコミュニティ施設費でございます。地元要望から、垂井東町コミュニティセンターのトイレ改修等の工事といたしまして、節15の工事請負費におきまして80万円の増額をお願いするものでございます。後ほど歳入でも御説明いたしますが、地元負担の3分の1、26万7,000円を受け入れを予定いたしております。

続きまして、款8の土木費、項2の道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございます。節13の委託料では、道路新設改良測量設計業務、そしてまた用地測量設計業務委託料といたしまして、600万円を、節15工事請負費につきましましては、道路・舗装・路側改良工事といたしまして、4,280万円、合計4,880万円の増額をお願いするものでございます。

次に目4橋りょう維持費でございます。こちらは、橋りょう耐震補強設計等業務委託及び橋りょう整備工事を行うものでございまして、節13の委託料では、橋りょう耐震補強設計等業務委託料といたしまして660万円を、節15の工事請負費につきましては、橋りょう整備工事に700万円、合わせまして1,360万円の増額をそれぞれお願いしておりますところでございます。

また、次の項3河川費、目2河川維持費では、まず節15の工事請負費につきましては、相川の右岸左岸整備・修繕工事に係るものでございまして、2,200万円の増額をお願いしております。節19負担金、補助及び交付金につきましては、排水路整備事業等補助金に係るものでございまして、今年度は当初予算で100万円予定しておりましたが、申請に基づき交付金額を算出いたしましたところ、不足額が生じることから、21万9,000円の増額をお願いしております。以上、目2の河川維持費につきましては、合わせて2,221万9,000円の増額をお願いしております。

なお、土木費関係でただいま申しました目3の道路新設改良費、目4の橋りょう維持費、目2の河川維持費までにつきましては、それぞれ別途茶封筒に、27年度の土木事業施行箇所図として図面を資料として提供させていただいておりますので、後ほどごらんになっていただければと、そのように存じます。

次に、16ページの項4都市計画費、目1の都市計画総務費、節3の職員手当等でございますが、こちらにつきましては職員手当の支給状況等変更に伴うものでございまして、59万8,000円の増額を行うものでございます。

また、同じく目8の駅周辺整備費、節11の需用費につきましては、去る7月になりますけれども、垂井駅周辺施設の点検を行いました際、垂井駅北駐輪場内にございます防犯カメラの故障が判明いたしました。係る修繕料といたしまして、20万円の増額補正をお願いしたところでございます。

次に、項5住宅費、目1住宅管理費、節15の工事請負費につきましては、駒引町営住宅の解体工事関連の費用でございます。今年度当初予算におきまして、1棟分の解体工事として85万円を予定いたしておりましたが、その後新たに3棟分撤去したことから解体費用を補正させていただくものでございます。1棟当たり85万円の3棟分を乗じまして、255万円の増額をお願いいたしました。

次に、款10教育費、項1教育総務費、目2の事務局費でございます。本年10月から教育長が従前の一般職から新たに特別職となることに伴いまして、10月以降の人件費の補正を行うものでございます。節2の給料、節3職員手当等、節4共済費におきまして、合わせまして58万9,000円の増額を行いました。

次に、17ページの項3中学校費、目1学校管理費でございます。こちらにつきましては、中学生の東海大会等出場補助金でございますけれども、例年の見込みを上回りまして、不足が生じますので、節19負担金、補助及び交付金におきまして、37万7,000円の増額をお願いいたしておりますところでございます。

同じく項5の社会教育費、目4の文化財保護費では、節19負担金、補助及び交付金に保存会に対します文化財保存修理事業補助金といたしまして、全体事業費の4分の3に相当いたします88万2,000円の増額をお願いしております。表佐太鼓の張りかえ修理費用に係るものでございまして、梅雨の時期あるいは台風の時期などのいわゆる湿度が高い時期を避けまして、乾燥する冬場の時期に張りかえを行いたいとの意向から、今般この時期での増額措置をお願いした次第でございます。何とぞよろしく願いをいたします。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思っております。

款12の使用料及び手数料、項2の手数料、目1の総務手数料でございます。

こちらにつきましては、番号制度の開始に伴います個人番号手数料、今後交付いたします通知カードや個人番号カードにつきまして紛失等により再発行した際に徴収する手数料につきまして、1,000円でございますがお願いをいたしております。

款13国庫支出金、項2の国庫補助金でございます。

まず、目1の総務費国庫補助金でございますが、個人番号カード交付事務費補助金といたしまして、歳出でも御説明いたしました、同額の89万円の措置をお願いしたところでございます。今後、個人番号カード交付事務を行うに当たりまして、国から交付される補助金でございます。全額人材派遣業務委託料に充当する予定でございます。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金といたしまして、歳出と同額の500万円の増額補正を行うものでございます。西美濃広域観光推進協議会へ支払う負担金の財源でございます。

次に、目2民生費国庫補助金でございますが、こちらにつきましては、地域生活支援事業費補助金でございます。歳出でも御説明しましたとおり、支援事業委託料の339万8,000円のうち、2分の1相当額が国から交付されることに伴いまして、169万8,000円の増額受け入れを行うものでございます。

次に、目7の土木費国庫補助金でございますが、こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、385万円の増額を行うものでございます。歳出の橋りょう維持費関係の国庫補助金でございます。

続きまして、款14県支出金、項2県補助金でございます。まず目2の民生費県補助金でございますが、こちらにつきましては、地域生活支援事業費に係ります県補助金分でございます。先ほど説明いたしました、地域生活支援事業委託料339万8,000円のうち、先ほどの2分の1相当の国庫補助金とは別に、県補助金分として4分の1相当額が交付されることから、84万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目5農林水産業費県補助金でございますが、こちらにつきましては、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金でございます。今般、歳出でお願いいたしましたニホンジカの個体数

調整捕獲業務委託料20万円と、わな捕獲を中心といたしました捕獲体制のモデル事業補助金の28万6,000円、合わせまして48万6,000円の経費と同額を県補助金として受け入れるものでございます。

次に目9の教育費県補助金でございますが、これにつきましては、文化財保存事業補助金でございます。今般、歳出で88万2,000円お願いをいたしました。その3分の2相当額58万8,000円の増額受け入れを行うものでございます。

次に、7ページの款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございますが、収支の均衡を図るため、9,470万5,000円の増額補正をお願いした次第でございます。

款19諸収入、項5雑入、目6雑入、節4負担金につきましては、垂井地区まちづくりセンター軒天補修工事に係ります町商工会からの工事負担金40万2,000円。そしてまた、垂井東町コミュニティセンター改修工事に係ります地元からの工事負担金として26万7,000円の、合わせまして66万9,000円の受け入れを予定したところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。なお、18ページ、19ページにわたりましては、給与費明細書を掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しを願いたいと存じます。

以上、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 私からは、議第56号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書表紙の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,262万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8,262万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料でございますが、3,262万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。平成26年度分の療養給付費交付金の額の確定による精算を行うものでございまして、超過分を社会保険診療報酬支払基金に返還するものでございます。納期限が9月末となっておりますので、今議会に上程をさせていただきます。

続きまして、歳入でございますが、ページを戻っていただき5ページをお願いいたします。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の3,262万5,000円でございます。これにつきましては、前年度の繰越金を財源として収支の均衡を図ったものでございます。

以上、議第56号 平成27年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第48号から議第56号までの各議案は、精読のため審議を延期することと決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前11時05分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 後 藤 省 治

会議録署名議員 富 田 栄 次

